

パソコン市場まるごと安心パックサービス約款

第1条（定義及び同意）

1. 「パソコン市場まるごと安心パックサービス約款」（以下「本約款」という）は、株式会社メディアエイター（以下「当社」という）が提供する個人向け会員制サービス「パソコン市場まるごと安心パック」（以下「本サービス」という）の契約内容を定めたものとなります。本サービスの申込み時点で本約款に同意したものとします。
2. 本サービスは、当社で本サービスを契約した個人（以下「本会員」という）に提供するものとします。なお、本サービスは、個人による利用を前提としたものとなります。

第2条（本サービス申込み・契約について）

1. 本サービスへの申込みは、申込者が本サービスの内容及び本約款ならびに第13条（会費の支払い）に同意の上、当社所定の方法で行うものとします。
2. 本サービスの申込みを希望する個人が未成年者等の場合、法定代理人が同意した上で申込みものとします。
3. 本サービスの契約（以下「本契約」という）は、本条第1項に定める申込みを当社が承諾した上で成立するものとし、当社が申込みを承諾した申込者を「本会員」といいます。
4. 当社は、以下の各号に該当する場合、本サービスの申込みを承諾しない場合があります。また、本契約成立後であっても、以下の各号に該当する場合は、当社所定の方法による通知を行った上で本契約を解除する場合があります。
 - (1) 申込者が未成年者等であり、法定代理人の同意を得ていないとき
 - (2) 本サービスの会費の支払いで指定したクレジットカードの名義人と申込者が異なるとき（前号の未成年者等の場合を除く）、または当該クレジットカードの利用をクレジットカード発行会社が認めないとき
 - (3) 本サービスの会費の支払いがないとき
 - (4) 当社に対して虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - (5) 過去に本約款に反することがあり、利用停止や契約の解除等があったとき
 - (6) 本サービスの申込みを承諾することが、技術上または当社の業務遂行上著しい支障があると判断したとき
 - (7) 本サービスが法人での利用を目的としていることが判明したとき
 - (8) その他、会員契約の申込みを承諾することが困難であると当社が判断したとき
5. 前項により本契約が解除となった場合に発生した料金、延滞利息等は、本会員が本約款に準じて支払うものとします。

第3条（本サービスの提供内容・範囲）

1. 本サービスは、指定機器を対象としたユーザーサポートサービスとなります。
2. 指定機器は、本会員1名あたり1台とし、本契約時に、型番やシリアル番号等の指定機器を特定するための情報を登録するものとします。

3. 本サービスの対象となるオペレーティングシステム（OS）は、Windows となります。
4. 当社は、当社または当社の提携先が提供する所定のサービスを本会員に対し提供するものとし、各サービスの内容等については、別紙「パソコン市場まるごと安心パック説明書」に定める通りとします。

第4条（本約款の改定）

1. 当社は、予告または事前の通知なく本約款を変更できるものとし、これを変更した場合は、当社ホームページで公開する等の方法により、本会員への通知に代えることができるものとします。
2. 前項による通知の日から起算して 30 日以内に、本会員が契約解除の申し出を当社に行わない場合、係る変更につき本会員による承諾があったものとみなします。

第5条（契約期間）

1. 本サービスの契約期間は、本サービスの契約日の属する翌暦月から 12 か月後の応当日の属する暦月の末日までとなります。契約期間満了月の前暦月迄に本会員から契約解除の申し出がない限り、更に 1 年間、自動継続するものとし、以後も同様とします。
2. 本サービスの会費は、契約日の属する翌暦月から発生します。当該会費は、暦月単位または年額一括による支払いとし、日割での計算は行いません。

第6条（契約事項の変更等）

1. 本会員は、氏名、住所、連絡先、クレジットカード情報など申込内容に変更があった場合、直ちにその旨を本会員が自ら当社カスタマーコールセンターまで届け出るものとします。
2. 前項により届け出のあった変更情報は、原則として当月から更新されますが、当社や本サービスを提供する提携先の締切日により、翌月から反映される場合があります。

第7条（権利の譲渡等）

1. 本サービスは、本会員のみが提供を受ける権利を有するものであり、当該権利を第三者に譲渡、売買あるいは贈与、交換、名義変更に供する等の行為をすることはできません。
2. 本会員が死亡した場合は、その時点で本会員による本契約は終了します。よって、本サービスの提供を受ける権利を法定相続人や第三者が継承することができません。
3. 当社は、本会員の死亡の事実を知った時、その時点で契約解除の通知があったものとして取り扱い、その際の解約事務手数料の請求は行いません。

第8条（本会員からの契約解除）

1. 第5条（契約期間）にも係らず、本会員が自ら解約希望月の前暦月までに当社カスタマーコールセンターへ届け出ることによって契約を解除できるものとします。
（例）4月に契約解除を行う場合、前暦月内（3月1日から3月31日）での通知が必要です
2. 前項の契約解除により、当社は、既に受領した会費等の払い戻し等は一切行いません。また、本会員は、契約解除までにかかる会費等の債務について、その支払いを免れることはできません。

ん。

3. 本契約は、第5条（契約期間）に定める期間の利用（以下「最低利用期間」という）を前提としています。当該最低利用期間内での契約解除（以下「解約」という）の場合、本会員に解約事務手数料3,000円（不課税）の支払い義務が発生します。
4. 前項の契約事務手数料は、本契約時に本会員が指定した方法より請求を行います。なお、当該最低利用期間が満了し、本契約が自動継続となった本会員は、以降の途中解約による事務手数料の支払いは免除されるものとします。
5. 本サービスの解約後に発生した対象機器の利用におけるトラブル一切について、当社はその責を負わないものとします。

第9条（本会員への通知）

1. 当社は、電子メール及びショートメッセージサービス（以下「SMS」という）による送信、ホームページへの掲載その他当社が適当であると判断する方法により、本会員に対して、随時必要な事項を通知します。その通知の効力は本サービスの申込み時点より有効となります。
2. 当社は、本会員の解約完了後に電子メールまたはSMSによる解約の通知を、本会員が入会時に登録したメールアドレス等に送信するものとします。

第10条（本サービスの提供中止）

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止する場合があります。
 - （1）当社及び提携先において本サービスを提供するための機器や設備等の障害が発生した場合、または保守等を行う場合、または工事の実施等やむを得ない場合
 - （2）当社及び提携先の災害、事変、その他のやむを得ない事情により提供が困難となった場合
 - （3）当社が運用上、技術上、その他の事情により、本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合
2. 当社は、前項により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめ本会員に通知します。ただし、緊急時等の場合はこの限りではありません。
3. 当社は、前項による本サービスの提供中止にともなう、本会員または第三者が被るいかなる損害に対して一切の責を負わないものとします。

第11条（当社が行う本サービスの利用停止）

1. 当社は、本会員が次のいずれかに該当する場合、本サービスの利用を停止することがあります。
 - （1）会費等の支払いがないとき
 - （2）本会員が本サービスの契約時に指定したクレジットカードについて、当該クレジットカード会社がその利用を認めないとき
 - （3）当社に対し虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - （4）本約款上の義務等を怠ったとき
 - （5）破産手続き開始または再生手続き開始の申立があったとき

(6) 本約款に違反したとき

(7) その他、当社が当該本会員に対し、本サービスの提供が困難と判断したとき

2. 当社は、前項の規定により本会員の利用を停止するときは、あらかじめ利用を停止する理由とその期間、停止解除の改善内容を本会員へ通知します。ただし、緊急時等の場合はこの限りではありません。当社は、本サービスの利用停止にともない、本会員、または第三者が被るいかなる損害に対する一切の責を負わないものとします。

第 12 条（当社からの契約解除）

1. 当社は、第 11 条（当社が行う本サービスの利用停止）の規定により利用停止を受けた本会員へ改善を求める通知をしたのち、改善が見られない場合は契約を解除します。
2. 当社は、第 11 条（当社が行う本サービスの利用停止）の規定により利用停止を受けた本会員に再度利用停止に相当する行為があった場合、当社所定の方法で通知したのち、当該本会員との契約を解除します。
3. 前 1 項及び 2 項の規定により本契約が解除された場合、本会員は、本サービスの利用に係る一切の債務について当然に期限の利益を失い、未払いの会費等がある場合は、その全額を直ちに支払わなければなりません。当社は、当該解約にともない、本会員、または第三者が被るいかなる損害に対して一切の責を負わないものとします。

第 13 条（会費の支払い）

1. 本サービスの利用にかかる会費は、次の通りとします。

会費額(税別)	契約期間	計算日	日割
月額 990 円 / 年額 11,880 円	1 年間	料金月末日	なし

2. 本会員は、本サービスの利用による会費を当社が定める次の方法にて支払うものとします。
 - (1) クレジットカード
 - (2) 銀行振込・引落し
 - (3) その他、当社が認める方法
3. 会費の支払いは、毎暦月の初日から末日までの間（以下「料金月」という）を単位として計算する月額料金、または当社が認める単位による支払いによるものとし、日割計算は行いません。
4. 本会員が、本条第 2 項によりクレジットカードによる会費の支払いを指定した場合、当該クレジットカード会社の利用規約において定められた振替日に本会員の口座から会費は引き落とされます。
5. 本会員は、会費の支払いにあたり、次の各号に承諾いただくものとします。
 - (1) 会費は、年額一括による支払いを除き、解約のない限り毎月継続して支払うこと
 - (2) 本会員が指定したクレジットカード情報に変更等があった場合、第 6 条（契約事項の変更等）にもとづき、当社まで届けること
 - (3) 本会員が指定したクレジットカードは、利用状況等の事由によりクレジットカード会社の判断で利用が出来なくなる場合があること

(4) 本会員の指定するクレジットカード情報等に変更があった場合、本会員へ事前の承諾を得ずに、新たなクレジットカード情報等が当社へ通知されることがあること

6. 本会員は、本サービスの契約期間を第5条（契約期間）にもとづき更に1年間継続する場合、契約満了月の前歴月までに、年額一括による支払いを行うものとします。
（例）4月末日で契約終了の場合、前暦月内（3月1日から3月31日）に支払いを行う
7. 前項による定めは、月額料金での支払いには適用せず、当該支払い方法を継続します。
8. 当社は、本会員による会費等の支払いがない場合、当社が本会員に対して有する債権を債権回収業者に委託または譲渡することがあり、本会員はこれに同意するものとします。
9. 本会員とクレジットカード会社との間で、会費等の債務を巡って紛争が発生した場合は、双方で解決を図るものとし、当社は一切の責を負わないものとします。

第14条（延滞利息）

1. 本会員が会費等の支払期日までに支払いを行わない場合、支払期日の翌日から起算して支払いの日まで、年14.6%の割合で計算される金額を延滞利息として、当該債務とあわせて支払うものとします。本会員は当該債務とその延滞利息を合算し、当社の指定する期日までに支払う義務を負うものとします。
2. 前項の延滞利息の計算結果に1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てとします。

第15条（禁止事項）

1. 本サービスを提供するにあたり、本会員には次の行為を禁止します。
 - (1) 他の本会員（以下「他会員」という）、第三者もしくは当社の著作権またはその他の権利を侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為
 - (2) 他会員、第三者もしくは当社の財産またはプライバシーを侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為
 - (3) 前1号及び2号の他、他会員、第三者もしくは当社に不利益または損害を与える行為、及び与えるおそれのある行為
 - (4) 本会員情報等を、他会員、第三者等に貸与・預託・譲渡・承継または行使させる等の行為
 - (5) 他会員、第三者もしくは当社を誹謗中傷する行為
 - (6) 不正に他会員、第三者の保有している情報等を収集する行為、または開示する等の行為
 - (7) 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を他会員または第三者に提供する行為
 - (8) 犯罪的行為、または犯罪的行為に結び付く行為、もしくはそのおそれのある行為
 - (9) ユーザID及びパスワードを不正に収集、または開示、または使用する等の行為
 - (10) コンピューターウイルス等の有害なプログラムを使用すること、もしくは提供等の行為
 - (11) 当社または他会員または第三者に対し、無断で広告、宣伝、勧誘等の電子メールを送信の電子メールを送信する等により当社または他会員または第三者の電子メールの送受信に支障をきたす行為、通信販売、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引及びその他の

- 目的で不特定多数に大量のメールを送信（スパムメール）または誘導、誘発する行為
- (12) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待または若年者にとって不適當もしくは有害な内容の画像、映像、音声、文書または情報等を送信する行為
- (13) その他、法令に違反する、または違反するおそれのある行為
- (14) その他、当社の運営を妨げるような行為
- (15) その他、当社が不適切と判断する行為
2. 本会員は、本サービスの利用及びその結果につき自らすべての責任を負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 16 条（著作権等）

1. 本会員は、権利者の書面による許諾を得ないで、いかなる方法においても本サービスを通じて提供されるすべての情報について、著作権法で定める本会員が個人としての私的利用の範囲外の使用をすることはできません。
2. 本会員は、権利者の書面による許諾を得ないで、いかなる方法においても、第三者をして、本サービスを通じて提供されるすべての情報について、使用させたり、公開させたりすることはできないものとします。
3. 本条の規定に違反して紛争が発生した場合、本会員は、自らの費用と責任において、当該紛争を解決するものとし、いかなる場合においても当社を免責し、損害を与えないものとします。

第 17 条（免責事項）

1. 当社は、天変地変、自然災害、戦争、暴動、内乱、火災、公衆衛生上の疫病、法令制度改廃、公権力による命令処分、当社提携先のサービス停止、その他の当社の責に帰することのない事由によってサービス提供が出来なくなった場合、何ら責任を負わないものとします。
2. 前項の場合において、当社が本サービスの継続が困難と判断した場合は、本会員に通知した上で、契約を解除できるものとします。

第 18 条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、本サービスの履行に際し知り得た個人情報に関し、「個人情報の保護に関する法律」、及びその他の関連法令等を特定し、それらを遵守します。また、当社は、事業及び事業の特性、及び取り扱う個人情報の特性（通信の秘密に係る情報、プライバシーに係る情報など）を考慮した適正な個人情報の取り扱いを行います。また、取り扱う個人データの漏洩、滅失、または毀損の防止その他個人データの安全管理（情報セキュリティ対策）のために必要かつ適切な措置を講じます。
2. 当社は、本会員が本サービスの利用に関して損害を被った場合、一切の責を負いません。ただし、個人情報に関わる問題が発生した場合は個別に対応します。
3. 当社は、本会員の個人情報を適切に管理し、あらかじめ契約者の同意を得ることなく、第三者に提供することはありません。ただし、次の場合は除きます。
- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護の為に必要がある場合であって、本人の同意を得るこ

とが困難であるとき

- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

- (5) 当社外へ業務委託にともなう提供

本会員への提携サービスを含む本サービスを提供するため、また、本会員に有用と思われる書面または情報等を提供するため、商品の発送や修理を行うため、キャンペーン・アンケートの実施、または監査等を行うために業務を外部の業者等へ委託する場合、当社の厳正な管理下のもと、業務を行うため必要最小限の範囲で、個人情報の預託、提供を行う場合があります。また、本会員の利用に関する傾向や動向を匿名化した情報として分析し、商品・サービスの売れ筋情報や、クロスセリング・アップセリングを目的とした情報として集計・分析・公開する場合があります

- (6) クレジットカード会社、その他の金融機関に対する照会

当社は、本会員が入会や本サービスの利用に際し、クレジットカード会社を利用して決済することにより、本会員が指定したクレジットカードのカード番号及び契約者の氏名等を利用して、クレジットカード会社に各種の照会等をする場合があります

- 4. 当社は、本サービスの作業内容によって、対象機器をインターネットに接続、または本会員の所有する画像、映像、音楽、個人情報、他人の個人情報等を複製、格納等を行うことがあります。本会員自身で事前にバックアップしてください。当社では、対象機器内の個人情報データに係る消去、流出、毀損、変化等に関して、管理責任を負わず、また保証もできません。
- 5. 本会員が当社の個人情報の取り扱いについて承諾されない場合、入会を断ることや退会の手続きを取ることがあります。

第 19 条（反社会勢力の排除）

- 1. 本会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係

を有すること

2. 本会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第 20 条（協議）

本サービスの利用に関して、本会員と当社との間で問題が発生した場合は、本会員と当社とで協議を行い、これを円満に解決するものとします。

第 21 条（準拠法及び合意管轄裁判所）

本約款に係る契約の準拠法は日本国法とし、本会員と当社との間で本約款に関して訴訟の必要が生じた場合は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審における専属的合意管轄裁判所とするものとします。

<附則>

2019 年 2 月 1 日 施行

2020 年 4 月 1 日 改定

2020 年 10 月 1 日 改定

2022 年 4 月 1 日 改定

<ご連絡・お問合せ窓口>

株式会社メディエーター カスタマーコールセンター

電話番号：0120-466-247

営業時間：10：00～17：00

除外日程：年末年始(12/28-1/3)